

**その他の委員等の費  
用弁償に関する規程**

**社会福祉法人うちなだの里**

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人うちなだの里の役員、評議員及び評議員選任・解任委員を除く、リスクマネジメント委員、第三者委員、その他、法人業務を遂行する上で理事長が必要であると認めたもの（以下、「その他の委員等」とする）に対して費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 その他の委員等が、法人業務を遂行したときは、日額2,000円を弁償する。

ただし、施設職員が委員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

令和3年3月12日一部改正

この規程は、令和3年4月1日から適用する。